

## ≫悪質訪問販売にご注意を！

---

最近、消火器や住宅用火災警報器の悪質な訪問販売、訪問点検をする業者（個人）が多発しており、言葉巧みに販売や点検をして、高額請求されるケースがありますので、悪質な訪問販売には十分注意してください！



### 確認しておきましょう！

- 一般家庭には、消火器の設置義務はありません。
- 消防署では、消火器や住宅用火災警報器の販売はしていません。
- 消防署が業者に販売や点検を依頼することはありません。  
(自治会に依頼することもあります)

※不審に思ったら、近くの消防署までご相談ください。